

國學院大學附属図書館蔵猪熊本 令義解譯文稿

西 崎 亨

本稿は、國學院大學図書館蔵猪熊本『令義解』（請求番号 貴重図書 八〇）の全文を、それに加えられた訓點に基づき訓読したものである。

当該資料には、朱筆によるヲコト点・声点、墨筆による仮名点・声点等の加點が見られる。声点については、希に圈点（墨筆）による例も存するが、「一」（朱筆・墨筆）が主流である。

また、「苗嫁」^{メウケ}「全稔」^ニ「郷里」^{カフ}等の呉音の例、疊語訓（□・□）を示す「・」の加點等々、本点の国語史の観点で述べるべきことは多いと思われる。

律令の古訓点に関しては、築島裕氏の「律令の古訓点について」（岩波思想大系『律令』所収（一九七六・岩波書店））で、紅葉山文庫本、猪熊本、藤波本の三本に存する訓点についての論がある。

また、水本浩典氏に『紅葉山文庫本令義解』（一九九・東京堂出版）の「解説」、谷口雅博氏に「猪熊本令義解」（『國學院大學貴重書影印叢書第一卷金葉和詞集令義解朝野群載梁塵秘抄口傳集』所収（二〇一三・朝倉書店））の論等がある。

これらの先行研究を踏まえての、本書の訓点については別に稿を予定している。

訓読文凡例

一、猪熊本『令義解』のテキストは、大学院開設六十周年記念 國學院大學貴重書影印叢書 第一卷『金葉和調集 令義解 朝野群載 梁塵秘抄口伝集』（朝倉書店）所収の『令義解』（カラー印刷）による。

一、訓読文は、原本のヲコト点は平仮名で示し、仮名点は片仮名で示した。

一、私に補読した語句は、平仮名で（ ）に包んで示した。不讀の漢字は「 」に包んで示した。

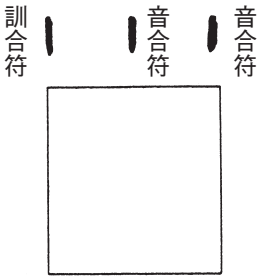
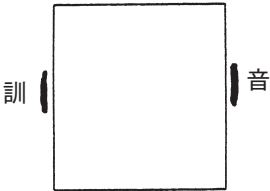
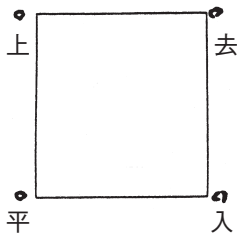
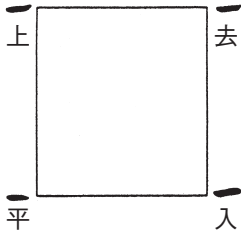
一、声点については、圈点で示す場合、横線「―」で示す場合がある。「平」「上」「去」「入」等の文字で、当該漢字の下に注記した。圈点と「―」の別は、圈点の場合を「平」で区別して示した。

一、朱点による声点については「平^朱」の様に示した。

一、原本の二行割注は、「【 】」に包んで示した。

一、音合符、訓合符については、「□・□」「□□」のように示した。但、訓合符については右寄りの物も存するが、その区別はしていない。

一、各頁は、「『三』」の様に示したが、前記複製本の頁標示に依っている。



神祇令 第六【天神を謂（ひて）、神と曰（ふ）地神を、祇〔平〕と曰（ふ）〔也〕凡（そ）貳拾條

凡（そ）天・神地・祇は〔者〕、神・祇・官、皆常の典に依（りて）祭れ〔之〕【天神とは〔者〕伊・勢、山城の鴨、住吉、出雲の國の造ノ齊神等の類（を）謂（ふ）、是（れ）そ〔也〕地祇〔平〕とは〔者〕大神、大倭、葛木の鴨、出雲の大汝の神等の類、是（れ）そ〔也〕。常の典とは〔者〕、此の令に、載（せ）たる所の祭祀の事ノ條、是（れ）そ〔也〕】

仲の春、年祈の、祭【謂（は）祈〔平〕は猶（ほ）禱の（ごとし）〔猶〕〔也〕歳・災を作ラ不 時〔平〕・令〔去〕

ヲシ度に順ハ令（むる）コトヲ欲（する）ナリ。即（ち）、神〔一〕祇・官に於（て）し祭る〔之〕。故に、年祈と

曰（ふ）〔也〕】

季（の）春、花鎮の祭【大神、狹井の二の祭を謂（ふ）〔也〕春の花飛〔平〕・散〔去〕（の）〔之〕時に在（り）、

疫・神、分 』一紙（三頁）

□□瘡を行ふ。其を鎮退メむか為に、始（め）て□祭□。故に花（を）鎮（めむ）と曰（ふ）】

孟の夏、神衣の祭【伊勢の神の宮の祭を謂（ふ）〔也〕此なり、神服部等、齊〔平〕・戒、潔〔入〕・清して参河

の赤引の神調の糸を以（て）神衣に織作ル。又、麻績ノ連等、を麻を、左傍に「アサ」績レ以（て）敷和の

衣に織（る）以（て）神〔去〕・明〔上〕に供す。故に神衣と曰（ふ）〔之〕〔也〕】

大忌ノ祭【謂（は）廣瀬、龍田、二（つ）の祭をイフ〔也〕。山谷の水を（して）〔令〕甘〔去〕水〔上〕に變し、

成し苗稼を浸シ潤し其（の）全稔を得（し）〔令〕む。故に、此の祭有り〔也〕】

三枝サイクサの祭【率イサカハ川の社の祭を謂（ふ）（也）三枝ミエタノ花を以（て）酒〔上〕樽〔去〕を飾カサ（り）祭（る）。故に三枝と曰（ふ）（也）】『二紙（四頁）』

風神カサカンノ祭【亦（た）、廣瀬、龍田、二（つ）の祭を謂（ふ）（也）沴レイ・風を（して）〔令〕吹（かさ）（す）〔不〕し（て）稼〔去〕・穡〔入〕、滋シゲク登シメラ令シメ（と）欲（ひ）てむ。故に此の祭有（り）。凡（そ）此の四（つ）の祭を讀ヨマんことは〔者〕、先（ず）神衣を讀（みて）其（の）次に、三枝 其（の）次に、大忌ワホイミ。其（の）次に、風神カサカン。即（ち）、公式令の連・署の義與ト同し。以・下の諸の祭も、亦（た）、此の例に准（へ）よ】

季（の）夏月ナミ次の祭【謂（ふ）こころは）神・祇・官に於（て）し祭る。年（を）祈（る）の祭與ト、同し。即（ち）、庶〔去〕・人〔上〕の宅ヤカツ神の祭の如し（也）】

火鎮ヒシツメノ祭【謂（は）宮〔去〕城の四方トの外トの角に在（り）ト部等火を鑽キ（り）テ〔而〕祭る。火災を防（か）むか為ナリ。故に火鎮と曰（ふ）】

道饗ミチアヘノ祭【謂（は）ト部等、京・城の四（つ）の隅スミの道ホトリの上に於（て）し〔而〕祭る〔之〕。言は鬼〔去〕魅の外より自来ル』三紙（五頁）

者のを敢えて京師に入れ不サラ令シメんことを欲す。故に、豫アラカシメ、路に〔於〕迎（へて）〔而〕饗アへト退トム】

孟の秋大忌イミの祭風カサ神の祭

季の秋神衣の祭【謂（は）孟ハシメの夏の祭與ト、同し】神嘗ニヘノ祭【謂（は）神衣の祭の日、便に、即（ち）祭（る）

〔之〕】

仲の冬上ノ卯に相嘗の祭【謂（は）大倭、住吉、大神、穴師、恩智、智平、意富、葛木の鴨、紀伊の國の日前の神等の類、是ソ也】。神主、各、官の幣「平」帛「入」を承（けて）「而」祭ル「之也」
寅の日に鎮魂ノ祭 『四紙（六頁）』

下の卯に大嘗の祭【謂（は）若（し）、三の卯有（ら）は「者」、中の卯を以（て）祭の日と為せ。更に、下の卯を待（た）（す）「不」「也」】

季の冬月次の祭火鎮（め）の祭道饗の祭

前の件の諸の祭、神「去」に供せむ、調度、及（ひ）、禮儀、齋「平」日は皆、別式に依れ。其（れ）、祈年、月次の祭には「者」、百官、神祇官に集（ま）れ。中臣、祝詞「を」宣へ【謂（は）宣は「者」、布「去」（なり）「也」。祝「去」は「者」賛「辞ナリ」也】。言は「」に告れる祝詞を以（て）百官に宣ヒ聞カシム。故に、祝詞「を」宣へと曰（ふ）「之也」忌部幣「平」帛「入」を班「ち」テ【謂（は）班は猶ほ「平」の（ことし）「猶」其（れ）、中臣、忌部は「者」、當司、及（ひ）諸司の中に取（り）用（い）る「之」】 『五紙（七頁）』

凡（そ）天皇、即位シ給（はむ）とき惣て天神地祇「を」祭（つ）レ【謂（は）即位（の）「之」後（の）仲の冬、乃（ち）、祭る。下條に、謂（ふ）所、大嘗は世毎に、一年、國司、行へる「行」字の「へ」「と」のヲコト点存疑】事、是そ「也」散「平」齊「平」、一月【仲冬の「之」月、朔（より）「自」、晦に至（る）「至」字の「て」のヲコト点存疑】を謂（ふ）「也」致齊、三日【丑（より）「自」、卯に至（る）「至」字の「て」のヲコト点存疑】を謂（ふ）。其（れ）、辰の日ヨリ、以「後」をは即（ち）散・齊と為す。故に下の條に云（ふ）、致齊の前「後」を兼（ね）て散齊と為せ

と〈別訓・為へり〉「也」其(れ)、大^{オホ}幣^{ミテクラ}は「者」、三月(の)「之」内に、修・理し訖へ(しめ)「令」よ【謂(は)大幣とは「者」、神に供する、幣物、各、色・目有(り)。金^{カネ}の水桶、金^{イトク}の線^リ柱^{カネ}を^リは伊勢の神の宮に奉(れ)り。楯^{タテ}・戈^{ホコ}を^リは住吉の神に奉(る)の)「之」類、是^レ「也」三月(の)「之」内とは「者」、唯(た)、月に據(りて)言ふ。日を以(て)計へ(す)「不」。即(ち)、九月自始^{ヨリ}(め)十一月に終ふるを(いふ)「也」。修理とは「者」、此(れ)は言は新に造るを(いふ)「也」】

凡(そ)散齊(の)「之」内には諸司の事(を)理^{フサ}メむこと舊^{モト}の如く(せ)。喪を弔ヒ「問(ら)ヒ」「得不^レ」『六紙(八頁)

七紙(九頁) 白紙

【神^{カン}・代^ヨ(の)「之」古「平」事「去」を以(て)万壽(の)「之」寶「上」・詞「平」と為^スるを謂(ふ)「之也」】忌部、神・璽(の)「之」鏡^{カミ}・劔^{タチ}(を)上^タれ【璽「上」は信「去」(を)謂(ふ)「也」。猶に、神「去」明「上」(の)「之」徴^{イナシル}・キ^{シル}・信と云(は)むか。此は即(ち)、鏡・劔を以(て)璽と稱せり「也」】

凡(そ)大嘗は「者」、世毎に、一・年。國司、事(を)行へ。以・外は年毎に所司、事(を)行へ【謂(は)所司とは「者」、在京の諸司の祭の事に預る者^人、是「也」】

凡毎年所司行事【謂所司者在京諸司豫祭事者是也】(※前行と重なり、「」を付す)

凡(そ)祭・祀には所司、預(め)、官に申せ【所司とは「者」神・祇・官を謂(ふ)「也」預メ、官に申(す)こととは「者」、即(ち)、一日の齋も、亦、須(く)預メ、申す(へ)「須」し「之」官、散・齊の日の平「去」旦「上」

にする諸司に頒チ告(け)よ

『八紙(二〇頁)』

凡(そ)祭・祀に供せむ、幣帛、飲食、及(ひ)、菓〔上〕實(の)〔之〕属は所司の長官、親自ら檢校せ。必

(す)、精(しく)細シ(か)ら(しめ)〔令〕よ穢・雜せ(しむ)〔使〕こと勿れ

凡(そ)常の祀(の)〔之〕外に諸の社に向イ(て)幣帛(を)供す(へき)〔須〕は〔者〕、皆、五位以上のトに食へらむ【謂(は)凡(そ)ト〔入〕は〔者〕、必(す)、先(す)墨を、龜に畫イ(て)然(し)て後に、灼ク〔之〕。兆

〔去〕、順(し)て墨を食メリ。是を、トに食ヘリと為す〔也〕】

者を取(りて)充(て)よ、唯し伊勢の神の宮は常の祀も、亦、同し

凡(そ)六・月、十・二・月の晦の日の大祀には【祀とは〔者〕、不〔上〕祥〔平〕を解〔平〕・除〔上〕するを謂(ふ)〔也〕】〔者〕中臣、御祀麻(を)上れ。東・西ノ文部【東の漢文の直、西の漢文の首ヲ謂(ふ)〔也〕】

『九紙(二二頁)』

祓の刀(を)上(り)祓詞(を)讀メ【文部の漢〔平〕音に、讀ム所の者を謂(ふ)】訖(り)ナは百官の男女、

祓の所に聚リ集レ。中臣、祓詞(を)宣ヘ。ト部、解ヘ除クことを為せよ

凡(そ)諸國に、須(く)は大祓のこと(は)〔者〕、郡毎に、刀一口、皮一張、鉞一口、及(ひ)、雜の物等(を)出せ。戸別に、麻一條。其(の)國〔入〕・造は馬一匹(を)出せ

凡(そ)神戸の調庸、及(ひ)、田〔去〕租〔平〕は〔者〕、並に、神〔去〕宮〔上〕(を)造り、及(ひ)、神に供せむ、調度に充(て)よ。其(れ)税は〔者〕、一つ義に・倉に准(へ)よ【謂(は)租〔平〕税〔上〕とは〔者〕、

並に是れ、田〔平〕・賦〔去〕ナリ。唯し新に輸むことは租と曰〔ふ〕

『一〇紙(二頁)』

經て「貯^{タクハ}へたるとは税すると曰〔ふ〕〔也〕」一(つは)、義倉に准(へ)よとは「者」〔者〕字の「て」のヲコト点存義)、出・拳せ(さる)「不」を(いふ)〔也〕皆、國司、檢・校して所・司に申「送れ

僧尼令第七 凡(そ)貳拾漆條

凡(そ)僧尼、上、玄〔去〕象を觀(て)、假て災祥を説き、語、國家に及じ、百・姓を妖〔去〕・惑〔入〕し、

【謂(は)天〔去〕文〔上〕を玄象と為(す)〔也〕真に非るを、假〔平〕と曰〔ふ〕〔也〕天時に及するを災と為

(す)〔也〕吉〔入〕凶〔上〕、先つ見ユるを祥と為(す)〔也〕過(り)誤つを殃〔去〕言すると為(す)〔也〕語、

國家に及ふとは「者」〔者〕字の「を」のヲコト点存義)、敢て尊〔去〕号〔平〕を指〔平〕斥〔入〕(せ)(す)

「不」。故(に)託^ツて國家と曰〔ふ〕〔也〕假り(の)説(き)たる「之」語(と)言(ふ)は人〔去〕主〔上〕に

開^アリ・涉^ワ(る)〔也〕百姓を妖・惑(する)こととは「者」、假り説(き)たる「之」言を以(て)一人以上(を)

惑(す)ことと曰〔ふ〕。具(に)、玄・象を觀ると云(ふ)自、百姓を惑^マふことに至^マりて、惣て是は、一・事なり。

相^マ須(ち)て罪(を)得む〔也〕若(し)、上、玄象を觀(て)説(く)所、實〔入〕有らむ、及玄象を觀(る)

に(あら)「非」し他を災〔平〕祥〔平〕を説き、并(せ)て、玄象(を)説くと雖ふ、 『一二紙(二三頁)』

而も、人を「」(はさ)(さら)「不」(は)「者」、並に下條に入(る)〔也〕并(せ)て兵〔去〕・書〔上〕を習ヒ「讀

ミ【謂(は)業(する)ことを成サ(す)「不」と雖ふ、亦是そ〔也〕若(し)、之(を)蓄^{タクハ}へ而習(ひ)「讀(ま

(さる)「不」こと、及(ひ)、餘禁書を蓄^{タク}らは「者」、亦、下條に入る〔也〕人^ヲを殺し、姦し盜し【謂(は)家人、奴

婢を殺し及(ひ)姦し、并(せ)て姦・盜するか若(し)未(た)得(す)〔未〕は〔者〕、並に下の條に依れ〔也〕及(ひ)、詐(し)て聖道(を)得たりと稱せらは、【四上】果の聖〔去〕人〔平〕(の)〔之〕道を謂(ふ)〔也〕】並に、法律に依(りて)官司に付ケ(て)罪(を)科せ【謂(は)罪(の)〔之〕輕・重(を)論せ不、皆、先(つ)、還・俗(す)。何らは〔者〕道僧(の)格を案するに、詐(し)て聖道(を)得たりと稱する等の罪(を)犯し獄成(し)タらは〔者〕、赦に會(ふ)と雖ふ(とも)、猶、還・俗(す)。故に知(り)つ、必(す)、先(つ)、還・俗(す)ことをト云(ふ)。其(れ)、僧尼の還俗は俗人の除名の猶し。律に依(る)に、除名(を)犯らは〔者〕、罪、輕しと雖ふ例に従へ除名(す)。罪、若(し)重(く)は仍(り)て當〔去〕・贖〔入〕(の)法に依へりとなり。此に准(へ)之(に)言(ふ)に、僧尼の詐(し)て聖道(を)得たりと稱するは等は〔者〕、罪、輕しと雖(ふとも)、猶、還・俗(す)。更に本罪(を)論す(へから)〔可〕(す)〔不〕。々〔罪〕、若(し)重(く)は〔者〕、仍て告牒(を)以(て)當するに〔之〕法に依れ】 『一二紙(二四頁)』

凡(そ)僧尼、吉〔上〕凶をトヒ相(ひ)かり、【謂(は)龜(を)灼くを、トと曰(ふ)。地(を)視るに、相すると曰(ふ)。占〔平〕・筮〔上〕モ、亦同し〔也〕】及(ひ)、小〔平〕道〔平〕、【厭〔平〕・符〔平〕(の)〔之〕類を謂(ふ)〔也〕】巫〔上〕・術〔入〕して【謂(は)巫〔上〕・者〔平〕(の)〔之〕方・術〔入〕、既に是れ、淫〔平〕・邪〔平〕、端多し。具に言フ(へから)〔可〕(す)〔不〕。是れ並に、事を終へ(す)〔不〕と雖(ふ)、而も、已に、始て行らへは〔者〕、皆還・俗に處け病(を)療せらは〔者〕、皆、還・俗(せしめよ)。其(れ)佛・法に依(りて)、呪(持)し疾を救はむ、禁ム限に在(ら)〔す〕〔不〕

凡そ僧尼、自(ら)、還・俗せらは〔者〕、三綱、其(の)貫〔平〕属〔入〕(を)録せ【還俗とは〔者〕、先に已に還俗

し訖（へ）たる者を謂（ふ）。今始めて還・俗セント欲スルヲハ非ス。故に、下の文に云（く）、師主、三綱、隠して
 「而」申（さ）（す）「不」とは（い）へり「也」。三綱とは「者」、上「平」座「平」、寺主、都・維・那（なり）「也」
 京は僧綱に經（ふ）れよ。自餘は國司に經（れ）よ。並に、省に申（して）除き付（け）よ。若（し）、

『一二紙（二五頁）』

三綱、及（ひ）、師主、【依「去」・止「上」の師、是そ「也」。白・衣為（り）し時自り服事（ふ）る者を謂（ふ）
 「也」。出家の以「後に業（を）受（け）たるも、亦同し「之」】隠して「而」申（さ）不（し）卅日以上ナラハ五十日、苦使
 （せよ）。六十日以上（な）らは「者」百日、苦使（せよ）

凡（そ）僧尼、三寶の物を將（も）て官人に餉（ワケ）り遣り、【三寶とは「者」、佛法僧を謂（ふ）「也」餉（り）遣るとは
 「者」、囑（入）・請に心（すること）無し直に、送（り）与（ふ）るを將（も）てす。若（し）、私・物を送（らは）
 妄（り）に、相（ひ）、属・請せむは「者」、亦、同し。官人とは「者」、内外の百官の主典上を以て（す）。若（くは）、
 凡人に遺（お）り、并（せ）て、自ら用らは「者」、同「去」居「上」の卑「平」幼「上」の財（を）用（い）たる
 「之」法に准ふ（へ）「須」し。其（れ）、三寶の物、一・處に混て在（ら）ム、分・割に經（す）「未」。故に、盜の
 罪（を）科せ（す）「不」若（し）、僧の物、分（ち）訖らむ、而を盜らは「者」凡・盜の法に依れ。其（れ）、同財
 の弟子の盜らは「者」亦、同居の卑幼（の）「之」律に従（せ）よ「也」』 一二四紙（二六頁）

若（くは）、朋「平」黨「上」を合せ構へ徒（□）衆「平」をセフ（右傍）・擾（左傍）・亂「平」し【謂（は）假有、一「上」
 の耶「去」僧「上」、寺主を排ハむ（と）欲し黨類を招（き）引（き）謀を合せ、潜「平」・害「平」して互に、相

（ひ）、撥^{アハ}キ、毀^{ソシ}りて人の視^シ「平」・聴（の）「之」類を乱す「之也」及（ひ）三綱を罵（り）辱^{ハツカシ}メ、長宿を凌^シキ突^ツらは【謂（は）罵「平」は「者」惡「入」・言（なり）「也」辱^{シヨク}は「者」恥^{チン}「上」辱^{シヨク}「入」（なり）「也」凌「平」は「者」慢・易^イ（なり）「也」突^{トツ}「平」は「者」猝^{ソツ}「入」欺^キ「平」（なり）「也」長宿とは「者」、長「上」老「上」の宿・徳を（い）ふ。其（れ）、罵辱（す）るは「者」、重し。凌^シキ突^ツクは「者」、輕し。長宿は既に尊し。三綱は稍に卑し。即（ち）明（らかに）し三綱を凌^シキ突^ツらは「者」、合（せ）（す）「不」苦・使^スす「之」百^{ハツ}日、苦使（せよ）。若（くは）、集^マて事（を）論するか、辭「去」状「平」、正「平」直「入」にして理を以（て）陳^イへ諫^{イサ}メむは「者」、此の例に在（ら）（す）「不」

凡（そ）僧尼、寺の院「平」に在（る）に非（ず）し（て）別に道場を立（て）衆を聚^ムメ教・化し【謂（は）道

『一五紙（二七頁）』

場、教化、相^マ須^マて還俗（す）。若（くは）、道・場を立（て）たりと雖ふ、而も教・化せ（され）「不」（は）「者」、違令を科せ道場を毀^{コホ}チ去（り）つ須^シし【并て妄に、罪福を説^トキ、【寺の院に在（りて）「而」妄に説くを謂（ふ）「也」】及（ひ）、長・宿を毆（ち）撃^ウらは【謂（は）上の條に據（る）に、長宿、三綱、尊卑、既に異なり。今、此の條に、唯、尊^モキ者^{モノ}を擧（け）たり。故に、卑^ノキ者を毆^ウらは、還俗す（へからす）「不可」。自ら毆^ウ傷し、輕重に准（へ）格律の條に依（り）論す須^シし。但し、罵辱^ウしむ（の）「之」罪^{ツミ}（を）「於」輕^ケす（へからす）「不可」。其（れ）、凡・僧の相^マ毆^ウらは「者」、亦、下の條に依^レれ【「者」、皆、還俗（せ）。國郡の官司、知（り）て禁止せ（さる）「不」者、律に依（りて）罪を科せ【禁止せ（さる）「不」とは「者」、上の三の事を犯し已（に）過^ア（ち）たるの）「之」後に、知（り）て「而」糺（さ）（さる）「不」を謂（ふ）。若（くは）、其（の）始^シメテ犯^ハふことを知（りて）「而」禁止せ（さ

れ)「不」は「者」、律に依(りて)合し与・同・罪す「也」。律に依(りて)罪(を)科(す)とは「者」、違令の罪(を)科するを(いふ)。但(し)、長・宿を毆(ち)撃(ちて)以(て)徒以上に至らむ、而を知(り)て糺(タ)サ(さ)る「不」は「者」、所部する犯法有(る)ことを知(りて)「而」舉・効せ(さ)「不」ル(の)「之」罪(を)科せ」其(の)、乞(コツ)「入」・食スル者有らは、
『一六紙(二八頁)』

三綱連・署し國・郡・司に經よ。精「去」進「平」、練「去」行「平」すなりと(いふ)ことを勘(へ)「知(り)ナは【精・進とは「者」、慝「平」、勲「平」を謂(ふ)「也)言は精「平」・銳「去」して道を求む。進(み)て「而」退(フ)コト「す)「不」「也)練とは「者」、陶「平」・練「去」(なり)「也)言は情「去」・性「平」を陶「平」・練「去」し以(て)解「平」・脱「平」を求(む)るを(いふ)「也)判(し)て許せ。京内は仍て玄蕃に經れ(て)知ラシメよ。並に午より以前(に)、鉢を捧(サ)けて「告げ」乞ふ須し。此に因(りて)更に、餘の物(を)乞(ふ)こと得不【衣服ノ「之」類を謂(ふ)「也)】

凡(そ)僧は近親、【三等以上を謂(ふ)】。餘の近親と稱せむも、皆此に准(へ)よ【也】郷「去」・里に、【本「平」貫「平」を謂(ふ)「也)】信・心の童子を取(りて)【成・人せ(さ)「未」る(の)「之」稱を謂(ふ)「也)】供侍すること(を)聴せ。年十七に至(ナ)は、各、本色「」還せ。其(れ)尼ニは婦・女の情に願(は)む者を取(ル)人【謂(は)年(の)「之」長劫(に)限(ら)不(す)但(し)、」「(に)「於」取れ】
『一七紙(二九頁)』

凡(そ)僧尼、酒を飲(み)、肉、五辛(を)食(は)は「者」、【酒を飲(む)とは、醉(ひ)乱(る)るに至(ら)「さる)「不」を謂(ふ)「也)肉(を)食(ふ)とは「者」、廣く、生を含ムモノ、「之」肉を包ネたり「也)五辛

とは「者」、一に曰く、大蒜。二に曰く、慈葱。三に曰く、角葱。四に曰く、蘭葱。五に曰く、興ノ「范」之也。卅日、苦使（せよ）。若くは疾と病の、藥「入」・分「平」に為「去」に須乎む所は、三綱、其ノ日・限（を）給へ。若くは、酒を飲（み）醉（ひ）乱れ、及（ひ）人與、闘「平」・打「平」せらは「者」、各、還俗（せしめよ）【謂（は）若くは、本罪、徒（に）以（て）上らむ及（ひ）、僧尼、相（ひ）、闘・打せらは「者」、並に、下の條に依れ「之也」凡（そ）僧尼、事有（りて）論「去」す（へか）「須」らむ、所司に縁（せ）不輒く表「上」啓「平」を上り【事有（り）とは「者」、』一八紙（三〇頁）

寺家の事を謂（ふ）「也」所司は「者」、治部、玄・蕃を（い）ふ。其（れ）、外國は「者」、國司に經る（へし）「可」
 「也之」并て官「去」家「上」を擾・乱し、妄（り）に、相・囑・請「平」せらは【謂（は）主司の許（す）と許
 「平」（さ）る「不」与、唯し止、囑請せらは「者」、即（ち）是（也）「者」、五十日、苦使（せよ）。再ヒ犯せ
 ら（は）「者」、百日、苦使（せよ）【謂（は）已に發（し）て更に犯らは律の更「去」・犯「上」与、其の意、同し。若
 くは、先に、表・啓を上（る）後に、妄（り）に囑・請せらは「者」、亦是（そ）。再「去」・犯「上」の文、兩「上」事
 「平」（の）「之」下に承ケたるか為の、故に、其（の）、第三度、犯らは「者」、更に始（め）て五十日、苦使（せよ）。
 第四度、犯らは「者」、百日、苦使（せよ）。三「去」ひ、犯る徒流（の）「之」律与、其（の）義、同し。若（く
 は）二罪以上、俱に發らは「者」、亦、律に依（りて）例（を）取れ。其（の）、先・後、四・度、累（カサ）ネて犯らむ、而
 を、一度に、惣て「」は「者」二百日に過（す）こと得（さり）「不」つ。何（マ）らは「者」、杖・法に准（ふる）か為
 「去」の、故に（なり）「也」若（くは）官司、及（ひ）、僧綱、斷「平」決「入」、不平にして理、屈「一曲也」左傍
 「入」・滞「留也」左傍「去」せること有（り）』一九紙（二二頁）

申論(す) 須(き) こと有(ら) (は) [者] 此の「此」字の左肩の「・」点存疑 例に在(ら) (す) [不]

凡(そ) 僧尼、音楽を作し、及(ひ)、博(入)・戯(平) せらは[者] 【雙(平) 六(入) 樗(平) 蒲(平)】 (の) [之] 類を謂(ふ) (也) 百日苦使(せよ)。碁(去) 琴(平) は制する限に在(ら) (す) [不]

凡(そ) 僧尼は木(入) 蘭(去)、青(去) 碧(入)、 皂(去) 黄(平)、及(ひ)、壞(平)・色等の衣(を) 着ルこと(を) 聴せ【木蘭とは[者]、黄(去) 橡を謂(ふ) (也) 青(去)・碧とは[者]、碧は亦、青キ色(なり)

(也) 壞・色とは[者]、常の色を失・錯し曼(去) 壞(平) して全きに非る者を謂(ふ) (也) 餘(去) の色、及(ひ)、綾、羅、錦、綺は並に、服用すること得(不) 違(へ) らは[者]、各、十日苦使(せよ)。輒く俗

(入) 衣(を) 着(た) らは[者] 【衣(平) 冠、並に着(入) (せ) るを謂(ふ) (也) 縦(ひ)、並に着(せ) (さり)

[不] きと謂(ふ)、其の一を犯(ら)は[者]、亦、佛法(に) 依(りて) 論(す) (へ) [須] し[也] 』二〇紙

(三三頁)

百日、苦使(せよ)

凡(そ) 寺の僧房に、婦(去) 女(平) を尼房に、停(ト) メ、男夫を停(めて) 【謂(は) 男女は年(の) [之] 多少(に) 限(ら) 不(す) 但(し)、臨時に、斟(平)・酌(入) す(へ) [須] し[也] 一・宿以上(を) 經(た) らは、其(の) 所(平) 由(上) の人、【停(め) たる所の僧尼を謂(ふ)、停(ト) メ(られ) [被] たる、男女は[者]、自(ら)、首従の律に依(れ)。但(し)、僧・尼は[者]、是れ、從(た) りと雖(ふ)、猶、苦・使(を) 科(せ) 減・罪(する) こと(を) 合(せ) 不(す) 十日、苦使(せよ)。五・日以上ナ(ら) は卅日、苦使(せよ)。十・日以(て) ノ上ナ(ら) は百日苦使(せよ)。三綱、知(り) て[而] 聴(ユ) せ(ら)は[者]、所・由の人の罪に同(し)

凡〔そ〕僧「」輒く、尼寺に入（る）こと得^し不^し。尼は輒く、僧寺に入（る）こと得^し不^し。其（の）

『二二紙（二三頁）』

師主を觀^ミ省（み）、及（ひ）、死・病するを看^ヲ問^ヒ、【師主に（あらず）「非」と雖（ふ）、皆、看問（する）こと（を）聽（く）こと（を）（いふ）「之」齋〔平^ネ〕戒〔平^ネ・入〕【齋〔平〕會〔平〕を謂（ふ）「也」】功德、【修善〔平〕するを謂（ふ）「也」】聽・學すること有（ら）は【學問するを謂（ふ）「也」】「者」、聽せと

凡〔そ〕僧尼、禪〔去〕・行〔平〕、【禪は靜〔平^{シヤツ}〕（を）謂（ふ）「也」】修〔去〕・道〔平〕有（りて）意に、寂^{シツカ}に靜（な）らむことを樂（ひて）俗には〔於〕交^シら不^シ山〔平^{セン}〕・居〔平^{キヨ}〕を求（めて）服〔入〕・餌〔上^{ニイ}〕センと欲（は）は〔者〕、【穀（を）避る藥を服し而靜（か）に居^キて氣（を）行^オふを謂（ふ）「也」】服・餌せ（す）「不」と雖ふ、亦、山・居すること（を）聽^キす【也】三綱、連〔平〕署〔平〕せ。在京は〔者〕、僧〔去〕綱〔上〕、玄・蕃に經^ケれ（よ）。在〔平〕・外〔上〕は〔者〕、三・綱國郡に經^ケ（れ）よ。實を勘（へ）並に錄して官に申（し）判（り）て下せ。山〔平〕居〔平〕の錄^ツ「錄」字に墨消し。左傍の字は不明。「ツケル」の仮名点あり。ケル所の國郡、【假如、山居、金の嶺^{ミタケ}に在^キらは〔者〕、判^{コトハ}（り）て吉野の郡に下れる（の）「之」類を謂（ふ）「之也」】毎^{ツネ}に在^キる山を知れ

『二二紙（二四頁）』

別に他・處に向フルこと得^し不^し

凡〔そ〕僧綱（を）任せむことは、律師以上を謂（ふ）。必（す）德行ありて能（く）、徒衆を伏せ、道俗、欣^{ネカ}イ仰（き）て法〔入〕務〔平〕に綱〔平〕・維^キ〔上〕タラン者^人を用（ゆ）（へ）〔須〕し【僧・綱とは〔者〕、僧・正、僧・都、

律・師を謂(ふ)「也」德行とは「者」内・外の「之」稱「去」也 心に在(る)を、徳と為す。事を施すを、行と為す「也」綱・維とは「者」、之を張る(を)綱と曰(ふ)。之を持(ト)る(を)維と曰(ふ)。張「持」(るを)法・務を言(ふ)は其れを(して)「令」傾け施フセ(さ)ら「不」(しむ)「令」(也)「舉」せむ所の徒衆、皆、連・署して官に牒せ。若(しは)阿「平」黨「平」朋「平」扇「平」し「阿黨「平」」とは「者」、阿「平」・曲、朋「平」黨「上」を謂(ふ)「也」朋「平」扇「平」とは「者」、朋「平」黨、相「扇」クを(いふ)「之也」

浪に無・徳の者を擧ること有(ら)は「」日苦使(せよ)。一・任の以後、輒「去」(く)「換」(入)「(る)こと得不。若(くは)、過「平」罰「」有(ら)む 』二三紙(二五頁)

及(ひ)老病(に)して任(せ)「す」「不」は「者」、【謂(は)過罰とは「者」、十日苦使(せよ)、上を以(て)(なり)「也」僧綱、若(し)、此の罪(を)犯らは「者」唯、其(の)任「平」を解く。更に苦使せ「す」「不」(也)老病して任(せ)不とは「者」、老「平」、若(くは)病に縁(て)其の事に任(し)不キこと(を)謂(ふ)「也」】即(ち)、上(の)法に依(りて)簡ヒ「換」ヘヨ

凡(そ)僧尼、苦使(を)犯(せ)ること有らは「者」、功德を修「去」・營「平」し、【經典を書・寫し、佛像を莊・嚴する(の)「之」類を謂(ふ)「也」】佛「入」殿「平」を料「平」・理し【丹・塔・廟「平」に聖ル(の)「之」類を謂(ふ)「也」】及(ひ)、灑キ「拂」フ【謂(は)灑は水を散スルソ。即(ち)、堂「去」・宇「上」を洒キ「拂」(ふ)ソ。其(れ)、斷「入」・斧「平」、春「平」・耘「平」(の)「之」役は道人(の)「之」親す(へ)「可」き所に(あら)「非」す。故に其の限・制を立(て)浪に「執」(さら)「不」(し)「使」む「之也」】等に、使へ功「去」・程「平」有(る)「へ」し「須」。若(し)、三綱、顔「面」使ハ「す」「不」は「者」、即(ち)、縦せる所の日に准へ

『二四紙(二六頁)』

罰〔入〕・苦・使せ【謂(は) 顔〔平〕面は々・柔〔なり〕(也) 言は苦・使(を) 犯せる僧、請ヒ求(む)る所無
 (か)らむ、而(て) 三綱自(ら) 阿〔容(れ)て使(さ)る(さる)〕〔不〕は〔者〕、即(ち)、縦せる所の日の多少に准
 (へ) 反・罰・苦・使せ。若(くは)、十日に満(た)す〔不〕と雖(ふ)、猶(ほ) 亦、縦せる所に准へ苦・使す
 (へ)〔須〕し。其(の)、縦(せ)〔られ〕〔被〕たる僧は〔者〕倍・役す(へからす)〔不可〕。何は〔者〕、下の文に云
 (く)、輒く許せる〔之〕人は妄(り)に請へる人^と、罪(を) 同しと(い)へり。即(ち) 明(らかに)し、非は妄
 (り)に請へる者に、罪を科す(へからす)〔不可〕】

其(の)、事^{コト}故有(りて) 聴シ許(す) (へく)〔須〕は〔者〕、並に其(の) 事の情を審(ア)し 實を知(りて) 然て
 後に請ふ(る)に依る(へ)〔須〕し【事^{コト}故とは〔者〕、身の〔身〕字の〔に〕のヲコト点存疑 病、及(ひ)、父母
 の喪(モ)せる(の) 類を謂(ふ)。既に實を知(り) 請に依(る)と云へり。即(ち) 追(ひ)て役す(へからさる)〔不
 可〕(を) 知(り)ぬ(也) 律に依(る)に、請求(む) 所有(ら)む、施・行せらは〔者〕、各、杖一百と(い)へ
 り。然(ら)は則(ち)、妄(り)に請へる(の)〔之〕人は〔者〕、本罪(の)〔之〕外に、更に百日苦使(する) こと
 (を) 合し。其(の)〔一〕三綱は〔者〕、二罪の法に依(り) 本罪施行せる杖一百^と与(一)の重(る)者に〔一〕科せ(也)】

『二五紙(二七頁)』

〔一〕 狀^{カタテ}無(き)を輒く許せ【謂(は) 苦使(を) 犯せる(の)〔之〕僧、許(す) (へ)〔可〕き(の)〔之〕 狀^{カタテ}
 無(か)らむ、而を賃〔去〕・賂〔平〕、潜^ヒに行(ふ) 嘱^シ・詫^ハ、屢^ス、進(ム)。三綱、受^{ウケ}ケ容れて情を扶(ハサ)み 輒く許せ

る者[□](なり)〔者〕字の「を」のヲコト点存疑〔也〕〔者〕、輒許せる(の)〔之〕人は妄(り)に請へる人と、罪(を)同(く)し

凡(そ)僧尼、詐て方便^{ハウビン}を為し名を他に移らせは〔者〕、【謂(は)僧尼、己か公驗を以(て)俗・人に賣与へ其(れ)を(して)〔令〕僧尼為ら(し)〔令〕む。其(れ)、本の僧尼は〔者〕、或(い)は猶、僧・尼^た為り、或(い)は環(り)て白衣に成りたりとも、皆同し。但(し)、其の猶、僧・尼^た為ることを防^{フセ}く。故に、環俗(の)〔之〕文(を)立(て)たり】環俗。律に依(りて)罪を科せ。其(の)、所・由の人は與・同・罪【所由の人とは〔者〕、俗人公・驗を受(く)僧・尼^た為るを謂(ふ)〔也〕。与・同・罪とは〔者〕、環俗の罪[□]准(ふ)に徒は一年に合し】

『二六紙(二八頁)』

凡(そ)僧尼、私の事有(りて)訴〔平〕訟〔平〕して官司に來り、詣^{イタ}ら(は)〔者〕、權^{カリ}に、俗・形に依(りて)事に參^{マシハ}レ【謂(は)俗形に依るとは〔者〕、既に、俗形^タ為り。即(ち)、俗の姓名(を)稱す(へ)〔須〕し〔也〕事に參^{マシハ}るとは〔者〕、官司に參對し事の緒を申論するを(いふ)〔也〕】其(の)、佐〔平〕・官〔上〕【僧綱(の)〔之〕録・事を謂(ふ)〔也〕】以上、及(ひ)、三綱、衆〔平^朱〕事〔平^朱〕【衆・僧(の)〔之〕事を謂(ふ)〔也〕】若(く)は功德の為〔去〕に官司に詣(つ)(へく)〔須〕は〔者〕、並に床^{ユカ}・席^{ムシロ}(を)設け(よ)

凡(そ)僧尼、私に、園〔去〕宅〔入〕、財物を畜へ、及(ひ)、興^{コウ}〔平〕・販^{ベン}〔平〕、出・息すること得^レ不^レ【謂(は)畜^{チク}は〔者〕聚〔去〕〔也〕其(の)、尋〔去^朱〕〕常〔上^朱〕に、須^レ非^レむ所、及(ひ)、身の資〔平〕用〔平〕に縁^ヨらむなり、「如(き)〔の)〔之〕類は禁^サムル限に在(ら)〔す〕〔不〕。然し仍^ナエて出・息興・販(する)こと得^レ不^レ〔也〕興・販とは〔者〕、賤^スク買(ひ)て貴^{タカ}ク賣(る)を(いふ)〔也〕出・息とは〔者〕、貸^カ(り)物^{モノ}に、「生

〔り〕けるを「〔者〕・尼、此〔の〕法〔を〕犯〔さ〕は〔者〕、其の物は皆、没・官〔そ〕〔之〕」

『二七紙（二九頁）』

凡〔そ〕僧尼、道〔平〕・路〔上〕に於〔て〕し三位以上に遇うは〔者〕、隠〔れ〕よ【謂〔は〕若〔くは〕隠る〔へ〕
〔可〕キ處無〔き〕は〔者〕、馬を斂メ側〔カクハラ〕に立テよ】五位以上には馬を斂ヘ相掛し〔て〕〔而〕過せ 若〔くは〕、
歩ナラハ《左傍・カチヨリナラハ》〔者〕、隠〔れ〕よ

凡〔そ〕僧尼等、身死ナは三綱、月別に、國司に經よ。々々〔國司〕、年毎に、朝・集・使に附〔け〕官〔に〕申せ。
其〔の〕、京内は僧綱、季別に、玄蕃に經よ。亦、年の終に官に申せ 』二八紙（三〇頁）

凡〔そ〕僧尼、犯〔平〕有らむ、格律に准〔ふる〕に徒年以上者〔を〕合〔せ〕は〔者〕、環俗せ。告牒を以て當る
こと〔を〕許せ 徒〔に〕一年に〔す〕【格とは〔者〕、臨時の詔勅を謂〔ふ〕〔也〕 律に云〔く〕、事、時に宜〔き〕
こと有〔り〕。故に人〔入〕主〔平〕、權〔カキ〕に斷す。詔勅に、情を量〔し〕處分する、是そ。其〔の〕、格律は〔者〕、元、
俗人の為に法〔を〕設〔け〕たり。僧尼の為に、制〔を〕立〔て〕〔す〕〔不〕。是を以て准ふと稱す〔也〕 徒年以上と
は〔者〕死罪以下を〔い〕ふ〔也〕 告牒とは〔者〕、僧尼の得度公驗を〔い〕ふ〔也〕 律に依〔る〕に、雜犯の死
罪者の除名。即〔ち〕知〔り〕つ、僧尼、死罪〔を〕犯らは〔者〕亦、先〔つ〕、還俗。然て後に「〔に〕處く 其
〔の〕流罪〔は〕〔者〕、比・徒四年。告牒を以〔て〕徒一年に當つ。其餘の 』二九紙（三一頁）

三「〔下〕の文に「〔役〔入〕・身〔去〕せ〔也〕 若〔くは〕、加〔平〕役〔入〕流〔上〕〔を〕犯らは〔者〕、

亦、還俗(せ)。而て配「」告・牒を以て當ること得不^レ即(ち)、配所に至し居「平」作「入」(を)免(さ)(す)「不」(也)若(くは)、餘の罪有らば、自(ら)、律に依(りて)科「平」・斷「平」せ【謂(は)假(に)有(り)、徒二年を犯ら(は)「者」、告牒を以て一年徒に當(て)よ。其の餘の一年は「者」、律に依(りて)役身せ。其(の)、徒以上(を)犯し 還俗(の)「之」後に、猶、餘の罪有(ら)む、父祖の蔭に籍(りて)減贖(すること)得(へき)「應」は「者」、一つ、』三〇紙(三三頁)

俗人(の)「之」法に依れ(也)問(ふ)、今、此の條に依るに、徒以上は還俗す。杖以下は苦使す。知(ら)(す)「未」、過・失、疑・罪、若科・斷せ(むと)為す。答(ふ)律令を歴^ヘ檢(る)に、過「平」・失「入」、疑「去」・罪「□」、正「平」・犯「平」に同「上」せ(す)「不」。仍て贖「入」(を)収ル^トこと(を)聴け。但(し)、僧尼(は)「者」、私に財物無(し)。理、贖す(へき)「可」こと難し。事を量(るに)罪を議る。誠に、放「去」・免「上」(を)合し如し百杖以下(を)犯(せ)らば、毎に杖十苦使十日せ(しめ)「令」よ。若(くは)、罪、還・俗(に)至(ら)(さ)ら「不」む、及(ひ)、還・俗ス應しと雖ふ、判^{コトハ}り訖^ハら(す)「未」は並に散・禁(せよ)【謂(は)苦使(を)犯し已に斷し訖(り)て三綱に付^サ(け)(す)「未」は「者」、散・禁せ。若(くは)、斷に經^ヘ(す)「未」(は)「者」、寺に付^サ(し)、參對せしめ。其れ、還俗(に)應(せり)、判「平」斷「平」、已に訖^ハ(れ)は「者」、一(つに)、俗人の禁・法に同し「也」】苦使の條・制の外に、復「去」(た)、罪を犯し還俗に至ら(す)「不」は「者」【謂(は)格「」據(る)に准(へて)「」(の)「之」罪、既に苦使に(あら)す「非」。亦、還俗に(あら)す「非」。故に三「」付(け)て「」。是れ内「平」法(の)「之」制なり 俗律(の)「之」科に(あら)す「非」其(れ)

「輕きを舉(けて)重を明(らかに)し、并(せ)て不・應・得爲等の類は「科・條有(り)。更に、佛・法に依る(へから)「可(す)「不(也)」「綱を(して)「令」佛法に依(りて)事を量(りて)科・罰せ(しめ)「令」よ。其(れ)、還俗し并(せ)て罪セ被ル、(の)「之」人は本寺の三綱、及(ひ)衆「平」事「平」(を)告すること得^し【謂(は)還俗(の)「之」人は終・身に「于」至(り)、罰(せ)「ら」被ル、(の)「之」僧は苦使(の)「之」間、並に、告・言すること得^し不(也)】若(くは)謀「平」・大「平」・逆・謀・反、及(ひ)、妖「去」言「上」し衆を惑^マせらは「者」【妖言を以(て)而(て)三人以上(を)惑せるを謂(ふ)。即(ち)、妖言せりと准ふ、而も、衆を惑サ(す)「不」は「者」、告言す(へからす)「不可」】此の例に在(ら)「す)「不」凡(そ)私「去」度「平」、及(ひ)冒「平」・名「平」して相代れること有らむ【冒は覆^フ「入」(なり)「也」言は甲、乙か名を冒「平」・承「平」せらむ而を、官司、

『三三紙(三四頁)』

「「不度、」「或(い)は詐(り)て身死(に)たる僧尼の名を受せり」「代(り)て僧尼と爲ル者^ナを謂(ふ)「也)】并(せ)て已に還・俗を判れるを、仍(て)法「入」・服(を)被(た)ら「は」「者」、律に依(りて)科断せ。師主、三綱、及(ひ)同「去」房「上」の人、情を知らは「者」、各、還俗せ【此は唯、私に、入・道して貫「平」(を)除力(さる)「未」に據ふて。若(くは)已に、貫「平」(を)除けることを知(る)は「者」、自(ら)、格律の條に依る「也)】同「去」房「上」に(あらす)「非」と雖ふ(とも)、情を知(り)容「去」止「上」し一宿以上(を)經(た)らは、皆、百日、苦使(せ)。即(ち)僧尼、情を知(り)浮「平」逃^テ「上」の人を居「去」止「平」し一宿以上(を)經(た)らは「者」、亦、百日、苦使(せ)。本罪重く「は」「者」、律に依(りて)論せ【謂(は)假「容」停メ」「類(なり)「也)】』三三紙(三五頁)』

「」 俗人を（して）〔令〕其の經〔去〕・像〔平〕を付〔け〕門〔平〕を歴〔て〕教〔平〕・化〔平〕せシメ令左傍タ
 らは「」日、苦使〔せ〕。其〔の〕俗人は〔者〕、律に依〔りて〕論せ【謂〔は〕既に僧尼俗人を（して）〔令〕門
 を曆〔て〕教・化せし〔む〕〔令〕（と）云〔ふ〕。即〔ち〕僧尼〔を〕明〔に〕し造〔去〕意〔平〕為タり。其〔れ〕、俗
 人は〔者〕、自〔ら〕、從〔去〕・滅一等〔の〕〔之〕律に依〔る〕杖九十〔なる〕こと〔を〕合し〔也〕】
 凡〔そ〕家人、奴婢等、若〔くは〕、出〔入〕家〔上〕せること有す【謂〔は〕等と稱するは〔者〕、官戸、奴婢、亦同
 し。其〔れ〕、内〔平〕教〔平〕に依〔る〕に、奴婢は〔者〕、出家すること〔を〕許〔さ〕〔す〕〔不〕而を此に、出
 家と稱すること〔は〕〔者〕、其〔れ〕入・道するに縁〔り〕賤〔平〕を免し度〔を〕与アタふる〔は〕、故なり〔也〕】
 後に、還俗を犯し、及〔ひ〕、自〔ら〕、還俗せらば〔者〕、並に追して舊〔去〕・主〔平〕に歸せ。各、本「」に依
 れ。其〔れ〕私〔去〕度〔平〕の人は縱〔ひ〕、經業〔入〕有〔り〕とも、度の限に在〔ら〕〔す〕〔不〕。謂〔は〕

『三四紙（三六頁）』

【「」初の法〔入〕・制〔去〕〔を〕犯せるを責む。故に、其〔の〕度〔を〕聽〔か〕〔す〕〔不〕。若〔くは〕、正す
 〔を〕改〔むる〕〔の〕〔之〕後に更に、得〔入〕・度〔平〕す〔へき〕〔應〕〔は〕〔者〕、禁イサむる限に在〔ら〕〔す〕
 〔不〕〔之〕】

凡〔そ〕僧尼、百日〔の〕苦使〔を〕犯せること有〔り〕三度〔を〕經ら〔む〕、改〔め〕て外國の寺に配せ【謂
 〔は〕已に發〔し〕て更に犯せり。是れ即〔ち〕上の條の再〔去〕・犯〔上〕の義〔平〕与、同し。其〔れ〕、第三度の
 百日〔の〕苦使〔せ〕は〔者〕、其〔の〕外・配するか為に、更に苦使せ〔す〕〔不〕〔也〕。若〔くは〕、前サに二百日苦
 使〔に〕犯し、其〔の〕役、畢ら〔す〕〔未〕は〔者〕、便〔ち〕、配所に於〔て〕し〔て〕〔而〕役せ〔之〕。其

(の) 三、百日苦使(を) 犯らは、止、赦〔平〕降〔平〕(の) 〔之〕後を數^{カス}へ坐すること(を) 為せ。律の三〔去〕盜〔上〕の徒〔去〕流〔平〕の義^ト与、同し〔也〕改^ア(め)て外〔平〕國〔入〕の寺に配せとは〔者〕、若(くは)、外國の僧尼、此の三犯有(ら)は〔者〕、更に、他「」移「」(へからす)「不可」仍(り)て畿内〔平〕に配〔去〕入すること得^シ不^シ

「」奴婢、牛馬〔上〕、及(ひ)、兵〔去〕器〔上〕を以(て)布〔去〕施〔平〕に充^アせること得^シ不^シ

『三五紙(三七頁)』

「」輒^レ充、及(ひ)、受(け)たる〔之〕人は各、違令(の)〔之〕罪に當^タる。「」僧尼の財・物(を)畜(へ)たる、法を「」其の物は皆、没・官す(へ)〔須〕し「」僧尼も、輒く受(くる)こと得^シ不^シ凡(そ)僧尼、身を焚^ヤき、身を捨(つる)こと得^シ不^シ。若(くは)違へらむ 及(ひ)、所〔平〕由〔上〕の者^人は並(ひ)に、律に依(りて)科〔平〕斷〔平〕せ

令卷 第三 『三六紙(三八頁)』

正平十七年五月十五日以家説「授愚息左尉明保了於累家本」

「」都在之先以餘本授而已」六判事坂上大宿祢 花押

『三七紙(三九頁)』